

全養協通信

平成24年12月25日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 第66回全国児童養護施設長研究協議会(熊本大会)を開催
2. 厚生労働省が局長通知『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』を发出
3. 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の活用を～倫理観、倫理意識の醸成とさらなる向上をめざして～
4. 第3回社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会を開催
5. 全社協・全養協からのお知らせ

1. 第66回全国児童養護施設長研究協議会(熊本大会)を開催

さる11月27日～29日の3日間、熊本県熊本市「熊本ホテルキャッスル」にて、第66回全国児童養護施設長研究協議会(熊本大会)を633名の参加を得て開催しました。今大会は「現場実践からみる社会的養護の課題～社会的養護の連携と協働～」をテーマに、現場実践から社会的養護の課題を熟考し、真に子ども一人ひとりの発達権保障の場のあり方やその実践をふまえた、全ての子ども家庭を視野に入れた地域支援機能の充実強化と、児童相談所をはじめ全ての社会的養護機関の連携・協働による「新たな社会的養育システム」構築の実現に向けて、さまざまな論点から研究協議を行いました。



初日の開会式・式典において、全国で111名(うち、大会出席者24名)の児童養護施設職員に対して永年勤続職員感謝状を贈呈しました。その後、厚生労働省雇用均等・児童家庭局大鶴知之家庭福祉課長の行政説明と、加賀美尤祥会長の基調報告を行い、続いて、日本社会事業大学理事長・前熊本県知事の潮谷義子氏による「未来に生きる子どもたち」と題した記念講演を行いました。

2日目は、「施設運営と人材育成」「小規模化のマネジメントのあり方」「子どもの養育と自立支援」「子どもの発達保障と権利擁護」「施設運営指針と第三者評価」「『子ども家庭福祉・社会的養護に関する制度のあり方検討』の再開」の6テーマに分かれて研究部会を行い、各会場で現場からの発題(実践報告)や講義をもとに熱い議論が交わされました。

とどまるどころを知らない児童虐待の増加等、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる環境は厳しさを増しています。子どもが抱える発達や関係性の課題がより深刻化、複雑化するなかで、私たち社会的養護に携わる者は、かわる関係機関の果たすべき役割と機能についてさらに議論を深め、その質の向上と量的拡大に向けて活動をすすめていく重要な使命を持っています。
全国児童養護施設協議会（全養協）は、わが国の未来を担う子どもたちを護り、その豊かな育ちを実現するために次の宣言をします。

一、「養育の個別化」の視点から、施設の小規模化と地域分散化を推進します

「社会的養護の課題と将来像」により、「施設の小規模化と家庭的養護の推進」を方針とした施策が展開されています。本来、施設の小規模化や地域化は形態論だけで推進できるものではなく、子どもの育ちにより丁寧に、きめ細かくかわっていく「養育の個別化」の視点からこれを議論し、推進していくかねばなりません。また、そのための職員配置の改善等、きめ細かな施策の充実に取り組みます。

一、子どもたちの最善の利益のために、社会的養護を担う関係機関との連携・協働を推進します
社会的養護のケアの一貫性や連続性を図り、子どもの「最善の利益」のために、社会的養護の関係者や機関が種別という垣根を越えて積極的に連携・協働していく必要があります。要保護児童の多くにかかわる児童養護施設は社会的養護の中核を担っており、全養協では、施設長の義務化研修をはじめ、さまざまな事業を通じてさらなる連携・協働を推進します。

一、養育の質を高め、子どもの発達保障のために人材の確保・育成を図ります

児童養護施設における職員の確保と定着は重要かつ恒久的な課題です。子どもの発達保障の推進のために、質の高い養育を実践できる人材の育成は、施設養護の場にとって重要かつ喫緊の課題です。子どもの養育を担う専門性は、養育の場を通じた過程を通して培われるものであると考え、人材の育成を図るとともに、その確保に向けた条件整備を積極的に推進します。

一、地方への権限委譲が進むなかでも、措置制度の堅持と最低基準の向上を強く主張します

子ども・子育て新システムの議論や児童福祉施設最低基準の地方条例化など、地方への権限委譲は今後さらに進んでいきます。全養協は、すべての子どもたちの基本的な権利と最善の利益を保障し、養育の質の向上を図るため、社会的養護における措置制度の堅持と、国の定める「設備運営基準」、地方自治体が定める「最低基準」における人員配置や面積等の基準の改善に組織を挙げて取り組みます。

一、すべての子ども家庭を視野に入れた「新たな社会的養育システム」の構築をめざします

わが国の社会的養護は、これまでの収容保護パラダイムから脱却して、すべての子ども家庭を視野に入れた新たな体系に再構築する必要があります。全養協は、「個別化・小規模化・地域化」で、新たな社会的養育システムの構築に向けた社会基盤の整備」による「児童養護施設近未来像Ⅱ」の具現化をめざし、今後も取り組みを進めていきます。

私たち社会的養護に携わる者は、高い倫理観をもって、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」に基づき、自らの姿勢を真摯に見つめ、施設内における子どもの権利擁護の取り組みを推進します。

平成二十四年十一月二十九日

全国児童養護施設協議会

2. 厚生労働省が局長通知『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』を发出(11月30日)

さる11月30日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」(平成24年11月30日付 雇児発1130第3号)が发出されました。この通知发出に際して、9月に小規模化ワーキングとりまとめとして示された『児童養護施設等の小規模化と家庭的養護の推進のために(本通知のなかで、「小規模化等の手引き」と称されています)』が、「第Ⅲ部 計画的な推進等」の「5.推進に当たっての留意点」の追記等の部分的な加筆・修正等を経て、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ(平成24年10月)」として局長通知の別紙の扱いで各自治体に再度送付されています。

また、この局長通知と同時に、事務連絡『児童養護施設等の小規模化及び社会的養護の推進について』の留意事項についても发出されています。

今般の通知の内容等について、とくに確認すべきポイントは以下の2点です。

(1) 課題と将来像「今後 10 数年をかけて」を、「平成 27～41 年度の 15 年間に設定

今回の通知で、「課題と将来像」で「今後 10 数年をかけて」とされていた期間に関しては「平成 27 年度からの 15 年を推進期間」として、「5 年刻みの目標区分を設定」するとしています。各施設においては、この 15 年の「都道府県推進計画」の期間のなかで、小規模化の計画（家庭的養護推進計画）を策定することが求められることとなります。

全養協では、「都道府県推進計画」の具体的な推進にあたっては、情勢の変化等をふまえて柔軟にすすめられるべきであるとの意見を述べました。結果、本通知において、「5 年ごとの期末に目標の見直しを行うこと」が明記されました。

(2) 小規模化、家庭的養護の推進と職員配置基準の引き上げの関連性の明確化

本通知に基づく小規模化の計画的推進の開始時期は、「子ども・子育て支援法」に基づく新システムの本格施行時期（平成 27 年度）に合わせたものとなっています。27 年度は、税と社会保障一体改革に基づく消費税 10%への引き上げ予定年度であり、税と社会保障一体改革成案では「社会的養護の質の改善（職員配置基準の引き上げ）」についてこの財源により実現するとしています。しかし、現段階でその実現が担保されているわけではないなかで、この通知の発出は、職員配置の引き上げを抜きにして小規模化だけがすすめられていくように捉えられる懸念があります。

全養協では、「『社会的養護の課題と将来像』の実現」という点から、本通知においても、相互の関連性を明確にすべきであると意見を述べました。その結果、局長通知の注釈として、「その際、職員体制の強化についても検討される予定である」と明記されました。

今後、自治体が平成 27 年度からの「都道府県推進計画」の実施に向けて策定作業をすすめることとなり、各施設も「小規模化の計画（家庭的養護推進計画）」の検討・策定が求められることとなりますが、前号まで繰り返しお伝えしているとおり両者のすり合わせが重要になります。とくに施設の「定員 45 人以下」については、各自治体における社会的養護の必要整備量の計画を基本にすすめられるべきであると考えます。

児童養護施設の小規模化や地域分散化の計画的推進にあたっては、都道府県養協等が主体となって当該自治体と綿密な連携を図りつつ、会員施設の運営・経営に対する支援体制を十分に検討しながらすすめていく必要があります。

局長通知、事務連絡等は別添資料をご参照ください

局長通知は厚生労働省ホームページも掲載されています

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf>

3. 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の活用を ～倫理観、倫理意識の醸成とさらなる向上をめざして～

児童養護施設入所児童は、その多くが要保護児童として施設入所となる過程のなかで、児童虐待等により自らの人権を脅かされるという経験を有しています。そうした背景を考えれば、社会的養護に携わる施設職員等が持つべき倫理観、倫理意識は相当程度高いものである必要があります。しかし残念ながら、児童養護施設で暮らす被措置児童の人権を侵害する重大な事件・事案が後を絶ちません。これらは、そうした事案を引き起こした職員本人の資質や人間性の問題にとどまらず、施設等の職場や組織に生じている課題によって引き起こされる、あるいは、拡大する可能性があることも理解しておく必要があります。

全養協では、子どもの「最善の利益」をめざし、施設内における子どもの権利擁護の取り組みを推進することを事業計画に位置づけています。その具体策として、本年度は『全国児童養護施設協議会倫理綱領（以下、倫理綱領）』の普及の推進と『児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト（以下、チェックリスト）』の実施を掲げており、今般、職員が携帯できるカードサイズの「倫理綱領（ハンディ版）」を作成し、各施設に職員数分を送付します。また、各施設における人権擁護の取り組みを自己点検のツールとして、昨年を引き続き「チェックリスト」を作成・送付します。

会員施設の皆様におかれましては、「倫理綱領」や「チェックリスト」等を活用しながら、社会的養護に携わる従事者の高い倫理観、倫理意識の醸成と、さらなる向上をめざして取り組みをすすめてくださいますようお願いいたします。

「全国児童養護施設協議会倫理綱領」（ハンディ版）、
「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」は別添(同封)のとおりです
※ チェックリストの実施方法等について、記述内容を十分にご確認ください

4. 第3回社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会を 開催（平成25年3月2日、国立武蔵野学院）

社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会（事務局：国立武蔵野学院）では、毎年度研究発表会を開催しており、本年度は来年3月2日（土）に国立武蔵野学院（さいたま市緑区）にて開催を予定しています。一昨年度の「育てノート」、昨年度の「育ちアルバム」の紹介に続き、今回はその「育ちアルバム」作成からの気づき・学び、また、日常の養育実践や研修等を通して、養育者が子どもとの共育のあゆみを振り返りながら、養育者の資質の向上を図るために作成した「研さん手帳『共育のあゆみ』」が紹介される予定です。

別添チラシをご参照ください
国立武蔵野学院ホームページ上でもお知らせされています

<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/22/syakai/sodachi2307.html>

5. 全社協・全養協からのお知らせ

(1) 子ども・子育て全国フォーラム「健やかな子育て・子育てをはぐくむ社会づくり～子ども・子育て支援の理念の構築と共通理解～」を開催します

(平成 25 年 2 月 12 日 全社協・灘尾ホール)

2 月 12 日 (火)、東京都千代田区「全社協・灘尾ホール」において、標記全国フォーラム(申込締切は 2 月 1 日)を開催します。

このフォーラムは、「子ども・子育てに関わる多分野の者が集い、『子ども・子育て支援の理念』を築き共通理解を深めるとともに、どのような地域にあってもすべての子どもの望ましい育ちを保障し、あるべき子育て環境を創造するために、地域の中でいま私たちはなにをなしていくべきか、ともに考えあう」ことを目的に開催するものです。

詳細は、別添「開催要綱・申込書」をご覧ください。

(開催要綱等は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載予定です)

日 程	平成 25 年 2 月 12 日(火)
会 場	全社協・灘尾ホール(東京都千代田区)
受講対象	全国の児童福祉施設関係者や社会福祉協議会関係者等子ども家庭福祉を推進する機関・団体関係者、マスコミ関係者、子ども・子育てに関心のある方等
定 員	250 名
申込締切	平成 25 年 2 月 1 日(金)

(2) 平成 24 年度全国児童養護施設中堅職員研修会の参加募集中です

(平成 25 年 1 月 16～18 日 国立オリンピック記念青少年総合センター)

1 月 16 日 (水)～18 日 (金) の 3 日間、東京都渋谷区「国立オリンピック記念青少年総合センター『国際会議室』」にて標記研修会を開催します。今年度は『現場実践からみる社会的養護の課題と将来像ー中堅職員が果たす役割と機能ー』をテーマに、「児童養護施設運営指針と第三者評価」や「虐待を受けた子どもへの治療的養育」等の講義を設定し学びを深めます。

開催要綱は前号にてお送りしています。(全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>にも掲載しています)

日 程	平成 25 年 1 月 16 日(水)～18 日(金)
会 場	国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟
参加対象	児童養護施設の中堅職員 (概ね 3 年以上勤務している児童指導員・保育士等の職員)
定 員	200 名(先着順)
申込締切	平成 24 年 12 月 25 日(火) ※募集を継続します

(3) 「JX 奨学助成」についてのご案内は年明けになりますが、例年通り実施いたしますのでご予定くださいますようお願いいたします